

# 会 議 録

名 称	令和5年度 第2回 中央区建築審査会	
開催日時 場 所	7月20日（木）午前10時30分から午前11時30分まで 中央区役所 本庁舎8階 第5会議室	
出席者の氏名	委 員	水庭武宣会長、中島俊明委員、岩島秀樹委員、関葉子委員
	幹事	早川幹事（都市整備部長）、川島幹事（都市計画課長）、芳賀幹事（建築課長）
	書記	青柳書記（都市計画係長）
		1 開会  2 議題審議  （1）第4号議案 菖蒲橋際公衆便所新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）  （2）第5号議案 （仮称）防災区民組織用防災資器材倉庫新築工事（中央区立築地川銀座公園内）に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）  （3）その他審議事項 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に係る同意に関する基準について  3 閉会
審議の経過	別紙のとおり	

## 1 開会

- 会長から、令和5年度第2回中央区建築審査会の開会が宣言された。

## 2 議題

### (1) 第4号議案

- 「菖蒲橋際公衆便所新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、会長が事務局に対して説明を求めた。
- 幹事（建築課長）から、第4号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

### (2) 第5号議案

- 「（仮称）防災区民組織用防災資器材倉庫新築工事（中央区立築地川銀座公園内）に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、会長が事務局に対して説明を求めた。
- 幹事（建築課長）から、第5号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

#### （主な意見の内容）

- ・ 敷地境界線の設定は、建物に対して適切なのか。  
→ この公園は防災拠点に指定されており、防災倉庫を含めた公園の敷地全体が避難のための区域となるため、同様の範囲を建築敷地として設定している。
- ・ 写真では倉庫がブロックの上に乗っているように見えるが、これは建築物に該当するのか。  
→ 定着していないように見えるが、現状はブロックにネジで固定され定着しているため建築物に該当する。転倒の恐れもあるので、新築時には基礎をしっかり作り固定する。
- ・ 地域防災計画等の防災の計画上で位置づけがあるのか。道路上の公園内にあることから公園の占用許可が必要になるのか。  
→ 防災課で防災計画、資機材倉庫として位置付けている。

→ 申請建物の公園占用については、別途、許可に向け手続きが行われる予定である。

- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

### (3) その他審議事項

- 「建築基準法第44条第1項第2項に基づく許可に係る同意に関する基準について」の審議にあたり会長が事務局に対し説明を求めた。
- 幹事（都市計画課長及び建築課長）から、継続して審議する事項として、資料に基づき説明がなされた。
- 審議事項に対し、委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ 基準の定め方について
  - ・ 対象建築物について
  - ・ 年間の想定される件数について
  - ・ 文書開催の取り扱いについて
- 意見を踏まえ、継続して審議することとした。